

令和 6 年度第 2 回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る 財源のあり方に関する検討会議報告書

日 時： 令和 6 年 10 月 4 日（金曜日）14：00～16：15
 場 所： 箱根町役場本庁舎 4 階 第 1 ～ 3 会議室（オンライン会議併用）
 出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】
 高井正委員長、倉田義巳委員、佐藤 守委員、西島庸吉委員、
 瀬瀬利博委員、勝俣直人委員、池島祥文委員、
 伊集守直委員（オンライン）（欠席：安藤万奈委員）
 【箱根町】
 石川企画観光部長、村山総務部長、関田企画課長、菊池観光課長、飯野税務課長、杉山企画課副課長、辻満財務課副課長、
 企画課特定政策係鈴木・上田
 傍聴人： 1 名

【会議概要】

企画課長

1 開会

それでは、令和 6 年度第 2 回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の関田です。どうぞよろしくお願いします。

会議に先立ち、資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿の他に、資料 1、参考資料 1、資料 3 及び参考資料 2 の 4 種類の説明資料を送付しています。また、本日卓上に資料 2 を配付していますが不足等はありませんか。なお、前回と同様、会議録作成のため、音声認識システムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井委員からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましてもお願いします。

委員長

2 委員長あいさつ

皆さん、こんにちは。厳しい暑さも落ち着き、過ごしやす

い季節になってきましたので、箱根町にも、より多くの観光客が訪れるのではないかと期待していますが、本日の検討会議も実りあるものにしていきたいと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

3 議 題

(1) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について

委員長

議題(1)観光まちづくりに関連する町の事務事業等についてですが、前回の会議では、町が作成した歳出の分類表をもとに、観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲の項目や分類方法など、基本的な考え方を共有しました。

今回は、実際に町の事務事業を実施するために、どのような種類の財源を充てているのかという面から対象範囲の概要を把握していきたいと思います。それでは、資料の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料1及び参考資料1をもとに、観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲における財源の構成内訳、既存財源の充当における考え方や、新たな財源の検討にあたっての課題等について説明した。

委員長

歳出の分類結果に関して、最初に私から確認させてもらいますが、今回は、財源の構成内訳等を整理した結果、改めてどのような課題が見えてきたと考えているのでしょうか。

事務局

これまでの議論により、観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲は、「①観光振興」から「③観光客も一定の受益」までと考えておりますが、令和6年度当初予算ベースで具体的な充当対象を調査したところ、資料1の3ページの表の色のついてない箇所が新たな財源の充当対象であると分かりました。

これを見ると、②や③の項目には充当できる純粋一般財源に余裕がある一方で、①の大半は、入湯税やふるさと納税といった既存財源が充当されていますので、新たな財源の検討にあたっては、それら既存財源との調整が必要になることや、純粋一般財源は経常費や人件費が多いことから、課税にあたっては、観光客の受益と負担の対応関係を明確にする必要が

あるといったことを今後の検討にあたっての課題として整理したものです。

D 委員

資料1の1ページのふるさと納税の項目では、寄附者が使い道を選択できるように6つの分野を設定し、その財源としているとの記載がありますが、財源を充当する際の考え方として、それぞれの分野の事業に要する歳出に寄附金を充当することで、税等の純粋一般財源を減らしているのか、それとも、寄附があった分野の事業は、寄附金を上乗せするような形で事業費全体を増額し、当初予定よりも事業を充実させているのか、箱根町ではどちらによって対応しているのでしょうか。

事務局

資料1の3ページに、歳出の分類表における一般財源の内訳の表がありますが、そのうち、青い点線で囲っている部分が令和6年度予算においてふるさと納税の活用を予定している事業等の範囲になります。基本的には、政策的経費である事業費を中心に活用しており、このうち使い道の「⑥その他（町長にお任せ）」では、学校給食の無償化など、今まで町で実現できなかった事業をふるさと納税で実施するなどしています。

また、ふるさと納税の充当の考え方については、寄附者の方にも使い道として分かりやすい新規事業等を中心に充当していますが、町全体の財政状況も踏まえ、既存事業にも充当しています。ただし、既存事業の中には、数年前に新規や拡充を行った事業を継続しているものも含まれていますので、厳密に新規拡充分と既存分とを切り分けて整理している訳ではありません。

委員長

少し補足しますが、箱根町に限らず、どこの自治体でも、ふるさと納税は、一般財源となっているものの、使い道が選択された寄附金である以上、目的税に近い一面も持っているのだと思います。また、町側の回答のとおり、新規拡充分の解釈は非常に難しいと感じていますが、このことに関連して、当初予算編成の段階で、ふるさと納税を歳入に見込んでいるという理解でよろしかったでしょうか。

事務局

本町のふるさと納税の令和5年度決算額は約17億3,000万

円となりましたが、令和 6 年度当初予算では 7 億円を見込んでいます。これは、あくまでも寄附金である以上、前年度と同じ寄付をいただけたとは限らないことや、今年の 10 月から、ふるさと納税における返礼品の扱いについて、全国展開している宿泊施設は、宿泊券の利用に 5 万円の上限が設定されるなど、国の制度が突然変更になるリスクも考慮すると、当初予算では一定額程度しか見込めないと考えています。なお、例年 12 月頃には、ある程度年間の寄附額が見込める状況になりますので、そのタイミングで、補正予算により歳入を増額し、その増額分を基金に積み立て、次年度以降に活用するという形で、仮に寄付金が大幅減になった場合の影響も考慮して運用しています。

委員長

議題（１）では、新たな財源の検討に向けて、既存財源との使い道の重複など、いくつか考慮すべき課題があることを確認しましたが、今後は、これらの課題も念頭に置いたうえで、財源の検討対象の整理を進めていきたいと思います。

（２）HOT21 観光プラン実施計画（後期）の取組に係る試算について

委員長

議題（２）HOT21 観光プラン実施計画についてですが、こちらも、前回から引き続きの内容となります。前回の会議では、町側から観光プランの概要に関する説明があった際に、これらの観光施策を実施するための経費に関するご意見がありました。そこで、観光プランに関する試算結果について、観光課から説明があるとのことですので、よろしくお願いします。

観光課長

観光課長から資料 2 をもとに、HOT21 観光プラン実施計画の構成や取組に係る経費について説明した。

委員長

この観光プランは、箱根町と箱根DMOが連携しながら観光施策を推進しているとのことですので、B 委員からも補足説明等があればお願いします。

B 委員

HOT21 観光プラン実施計画の実施にあたっては、お金と人と時間があれば、もっと素晴らしい観光地にするための取

組みを迅速かつ大規模に実行することができますが、そうは言っても、財政が厳しい箱根町においては、その中でも何を優先すれば目指す将来目標像に近づけるのかを第一に考えていく必要があると思っています。

この観光プランは、令和6～9年度の計画期間中における具体的施策を位置付けているため、当初は、これらの概算事業費を観光まちづくり財源の検討に活用することは難しいのではないかと考えていましたが、検討会議での意見や町側とやり取りする中で、今後、新たな財源を検討する際に、将来の財源不足への対応だけではなく、観光振興の充実分にも活用していくことを想定した場合に、観光プランの実施に必要な金額がどの程度かといった全体の規模感を把握することは必要だと考え、今回、試算を行ったものです。

資料2の試算額について、本日は、個々の事業の積算に関する説明は省略しますが、今まで我々が取り組んできた実績等から導き出した金額を合計すると、1年あたりの平均額は約3億1,000万円になるという結果になりました。

ただし、注意点として、備考欄に2つ記載していますが、1つ目は、概算事業費には、町事業だけではなく、箱根DMOの自主事業や時限的な事業も含んでいるため、詳細の内容に関しては精査する必要があると考えています。また、2つ目は、現在、観光施策を進めていくにあたっては、さらに充実した事業が実施できるようにしっかりと戦略を立てて観光庁をはじめ国の補助金等を獲得するように努めていますが、将来の観光プランの計画期間中に国の補助金をどのくらい活用できるのかは現時点では分からないため、概算事業費に特定財源は見込んでいません。そのため、これら注意点を考慮すると、本日晒した概算事業費より、実際の町の支出はもう少し減るものと考えています。

委員長

この検討会議は、観光プランに掲げた個々の具体的施策やその試算額を精査するという場ではありませんが、観光プランの実現に必要な金額は、今後、新たな財源の対象範囲に含まれることとなりますので、説明内容に関してご質問等がありますでしょうか。

E 委員

例えば、資料2の概算事業費の具体的施策は、参考資料1の歳出の分類表ではどの項目に該当するといった関連性を説

明することは可能でしょうか。

事務局

今回の概算事業費の試算にあたり、その規模感の妥当性を確認する1つの目安として、観光プランにおける令和6年度当初予算に計上した具体的施策の事業費を観光課に集計してもらいましたが、その合計額は、約1億円弱になりました。その中には、前回会議でも説明した箱根DMO支援事業なども含まれますが、今回の概算事業費は、備考に記載しているとおり、計画期間内における1年あたりの平均額となっているため、必ずしも全ての項目に令和6年度実施事業が含まれているという訳ではありません。

E 委員

概算事業費としては、そのような考え方で問題ないと思いますが、観光プランの具体的施策は、参考資料1の歳出の分類表の項目では、「①観光振興」の範囲内に収まっているという理解でよろしいでしょうか。

観光課長

今回の概算事業費で試算した取組項目については、様々な施策がありますが、概ね「①観光振興」の項目の中に含まれているという認識でよいと思います。

B 委員

以前の検討会議でも、新しい財源を検討するにあたって、町としてどのくらいの財源が必要なのかを把握するため、将来の観光まちづくりに必要な充実分をどのように試算するかは非常に難しいという議論があったと記憶しています。そのため、例えば、新たに10億円を全て観光振興に使えるのであれば、観光施策を一気に推進させることができるかもしれませんが、それはあまりにも非現実的な話であり、私自身はつきりさせたい気持ちはあるものの、この検討会議では、町が置かれている財政状況等も踏まえて、現実的な考え方で試算したほうがよいと感じました。

委員長

議題（1）で説明のあった予算額とは別に、今後、観光振興に必要な経費の規模感が把握できたのではないかと思います。観光プランに限らず、いわゆる観光まちづくりのさらなる充実分に関しては、次の議題の中で、町から他団体の状況を説明していただいた後に、委員の皆さんからも一言ずつご意見やご感想をいただきたいと考えています。

それでは、一旦休憩とします。

(休 憩)

(3) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について

委員長

それでは、会議を再開します。

議題 (3) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象についてですが、昨年度の会議において、町側から、他団体における財源確保策の現状に関する説明がありました。そこで、今回は、本日の議題 (1)、(2) に関連して、国内の観光地で、観光財源を導入している他団体の事例について、財源の使い道を調査したとのことですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料 3 をもとに、観光財源導入団体における財源の使い道の調査結果について説明した。

委員長

他団体の観光財源の主な使い道の調査結果について説明がありました。この後、委員の皆さんから一人ずつご意見を伺うこととしますが、まず、説明のあった内容について分からない点や確認したい点等がありましたらお願いします。

A 委員

資料 3 の 3 ページの別府市では、事業費等が約 9,500 万円に対し、収入額が約 1 億 5,900 万円と、収入額の方が約 6,400 万円多くなっていますが、他団体は収入額より事業費等が多くなっています。そのため、別府市では、事業費等を超過した収入額については、基金に積み立てているということでしょうか。

事務局

別府市では、各年度の収入額を一旦基金に積み立て、審議会で活用する事業等を決定した後に充当するといった運用を行っているようですが、事業費等と収入額の相違は、収入と充当の年度間にズレが生じていることが要因だと思います。なお、収入額は令和 4 年度の入湯税込ですが、使い道である事業費等は、基金に積み立てた令和 3 年度収入額をもとに、令和 4 年度事業に充当しているという形だと思います。

総務部長

結局、支出は概ね予算どおり執行できますが、収入は予算上で収入額を予定しても、そのとおりの金額になるか分からないため、一旦基金に積み立てて、翌年度以降に、必要な事業を審議会の中で議論して使い道を決定していると思います。その結果、年度間のズレや、基金からどのくらい事業費として活用するかという部分で、収入と支出に差が生じているのだと思います。

A 委員

年度間にズレが生じることは承知しましたが、例えば、京都市だと事業費等が約 100 億円に対し、収入額は約 48 億円となり、その差額は大きくなっています。これは約 48 億円の収入を見込んでいたが、事業費等が 100 億円を超えたため、その差額の約 52 億円に関しては、一般財源で穴埋めしたという理解でよろしいでしょうか。

事務局

今回の資料の内容は、大きく予算額を基準として使い道を公表している団体と、決算額を基準として使い道を公表している団体に分かれており、別府市等の事例は、先ほど説明したとおり決算額から収入額を確定した後に、どのような事業に活用するのかを決定しています。一方で、京都市等の事例は、予算の中で収入額を見込んでいるため、事業費等には宿泊税を使い道として予定している対象事業の総額の事業費を、収入額には予算上の宿泊税の収入額をそれぞれ記載しています。そのため、別府市と異なり収入額が確定していないことから、予算上では対象事業を広く設定していることもあると考えています。

委員長

事務局から説明があったとおり、今回の資料では、他団体の事例を一覧にまとめた結果、予算額と決算額のどちらをもとに活用事業を決定しているかによって、事業費等や収入額の意味するところが異なっているということだと思います。

なお、今回財源の種類によって大きく 4 つに分けていますが、特に、本来の標準税率を超えた超過課税や、法定外税を徴収する場合には、納税者にさらなる負担をいただくこととなりますので、財源の必要性を明確にするといった説明責任を果たすためにも、ホームページ等で使い道等の資料を公開していると考えています。

委員長

他になれば、委員の皆さんにご意見を伺いたいと思います。まず、この資料3を見ると、他の自治体では観光客の方から負担していただく財源を、歳出の分類表の「①観光振興」の項目のほか、「②観光人口等も加味」や、「③観光客も一定の受益」に該当する事業にも、幅広く充当していることが分かりました。このように他団体の主な使い道の資料等も見たいので、他団体が実施している事業の中で箱根町でもぜひ取り入れてほしいといった事業、あるいはこの資料の一覧には載っていないが、観光まちづくりの視点から活用してほしい事業など、観光事業者や、町民それぞれの視点でご意見をいただきたいと思います。

それでは、観光分野の委員から順番にお願いします。

C 委員

意見の前に確認したいのですが、この資料を見ると、町は宿泊客を対象とする宿泊税を想定しているように感じるため、日帰り観光客を含め、観光税のように広く観光客を対象とするといった考え方は持っていないのでしょうか。

委員長

本日の資料は、あくまで他団体で行っている観光財源の使い道等を客観的に見たうえで、ご意見等をいただく段階であり、現時点では特定の財源に決まっているわけではなく、具体的な財源をどうするのかについては、今後の検討の中で議論していくものと考えています。

企画課長

今回の資料作成にあたっては、これまでの検討会議での検討経過を踏まえ、観光まちづくりの充実・維持に係る財源としては、入湯税の超過課税、法定外税、協力金等の大きく3つの方策を検討するという方向性の中で、これまでの議論の振り返りも兼ねて、他団体では観光財源をどのような事業に活用しているかということを整理した結果をお示ししたのになります。

B 委員

観光地として有名な別府市や京都市であっても一次産業など他の産業が多くある中で、基幹産業が観光業に特化しているという点で、箱根町は今回の調査対象の12団体とは大きく産業構造が異なっているため、これからどのような財源を選択していくかは非常に難しい部分だと感じています。

私は、観光業がしっかり売上げを上げることで、地域や町民の皆さんにも利益が回るような経済循環にしたいと考えており、そのためには観光業の受益者たる観光客の皆さんにも何らかの形で負担をお願いしたいのですが、宿泊税では観光客全体の4分の1にしかならず、他の観光客から負担してもらえないということは頭の痛いところだと思います。また、以前の会議では、他団体の事例を箱根町が導入した場合に、実際にいくら収入が得られるのかという試算した資料をもとに議論しましたが、改めてそのような資料も踏まえながら、他団体とは状況が異なることを認識したうえで、箱根町にあった財源の検討を進めていく必要があると考えています。

A 委員

まず、将来の観光まちづくりを考えた際に、新たな財源が必要であることは、これまでも町から丁寧な説明があり理解したつもりでいます。その中で、観光客の方から入湯税を徴収している立場としては、入湯税とは別に、宿泊税や観光税を徴収するような二重三重の課税は避けてもらいたいという思いはあります。

宿泊税の課税については、福岡県と福岡市、北九州市が同時期に導入し、県と市でそれぞれ分けるといった結果になっていますが、神奈川県内では、おそらく湯河原町が再来年ぐらいには宿泊税が導入される見通しがある中で、今後、神奈川県も宿泊税導入に向けた動きがないとは言い切れないと思います。そのため、もちろん新たな財源のあり方は引き続き検討していく必要がありますが、個人的な意見としては、言葉として適切ではないかもしれませんが、先行者利益ということで、箱根町が神奈川県より先行したほうがいいのではないかという気持ちもあります。

ただし、先ほどの説明にもありましたが、歳出の分類表の区分のうち、観光要素が強いものと、住民や行政の運営に関するものと分けた場合に、特に、これからは住民に関する部分にさらなる経費がかかることが目前に迫っています。そして、それらの問題に対応していくためには、既存財源である入湯税やふるさと納税を含めて住民や行政運営に歳入を使っていけないと、町財政が成り立たなくなってしまうため、新たに観光に使える財源を確保する必要があるといったストーリーで、私たち民間事業者や町民の皆さんにもきちんと説明すればもっと分かりやすいと思いました。そのため、これか

ら先にいろいろな議論を進めていくうえで、町から前提となる分かりやすいシナリオを提示していただきたいと感じました。

委員長

私個人の見解としては、世界的に見ても都道府県のような広域自治体が宿泊税を導入することには、あまり合理性がなく、観光地が所在する基礎自治体である市町村が宿泊税を導入すべきであるということは補足させていただきます。

C 委員

お二人の委員の意見にもありましたが、取りやすいところから取るのではなくて、観光客全員から均等に負担してもらうことを考えて、これから議論を進めてほしいということが一番の願いです。また、入湯税と宿泊税で二重徴収することになった場合には、特に外国人観光客には説明が難しくなるなどといった新たに生じるであろう課題も考慮したうえで、観光客全員に納得してもらえような財源を導入してもらいたいと思います。

委員長

次に、資料3の2ページを見ますと、京都市では、観光振興だけではなく、市民生活と観光の調和や、観光による市民生活の向上といった事業への活用も検討されており、観光だけではなく市民の視点も含まれています。そこで、例えば、公共交通の維持や自然環境の保全など、観光客だけでなく、町民の満足度が向上する施策など、暮らし分野の視点からのご意見等がありましたら、よろしくお願いします。

H 委員

箱根町は、京都市には及びませんが、日本有数の観光地でありながらも、現実的には1万人程度の町民しかいなく、少子高齢化が進み、地元の自治会では、子供会や青年会がなくなり、消防団は団員募集に困っているのが現実です。一方で、観光業に従事するために、町外からの通勤者も多くいることから、何とか町内に定住してもらい、町内で雇用し、観光産業が発展していくことで、行政サービスも充実していくのではないかと思います。また、私の周りには、外国人労働者が何人もいますが、観光客にも気遣いができる人がほとんどです。そういった外国人労働者に対して箱根町の文化や生活に配慮した教育を行うことも観光振興には必要だと思います。

町民の立場としては、まずは町民のことを第一に考えても

らい、町内で買物する場所や医療機関の問題、それから最近では路線バスの始発便や最終便の減便などもあり、決められた時間に通勤や通学ができなくなった結果、自家用車で送迎をするという事態も起こっているため、このような日常生活で抱える課題も解消しながら、箱根町に人口を増やし、若い人が移住し、就業者が増えるための方策を考えてほしいと思います。

G 委員

私も町民生活の向上を一番に考えてもらいたいという思いがあり、そうすることで、仕事や家庭生活も充実し、子どもも増えていくのではないかと考えています。先ほど話が合ったとおり、路線バスの減便等の影響を受けて、子どもが通学できなくなり、小田原市に引っ越すことを理由に子ども会を辞めるといったことが実際に起こっています。バス会社も人手不足など様々な事情があり、仕方がない部分もあるとは思いますが、今後も同じことにならないためにも、町全体の大きな課題として認識して対応してもらいたいと思います。

委員長

ここで、本日欠席された委員から、今回の議題に関して事務局が事前に意見をいただいていますので、私が代読させていただきます。

町民の満足度向上という視点では、私自身が路線バスで通勤しているため、バスの減便や最終便の繰上げなど、年々移動手段の確保が難しくなっていると感じています。一方で、路線バスには、国内外の観光客だけではなく、始発バスには、学生等の多くの町民が乗車しているため、町内における公共交通の維持は必要不可欠だと考えています。なお、近年では小田原から元箱根港間の座席指定制の直行便が運行されており、今後も、町民や観光客の利便性が向上するような路線が増えるとありがたいと感じています。また自然環境という点では、芦ノ湖周辺でも大規模施設の建設が続いているので、箱根の豊かな自然が失われることを強く懸念しています。観光振興に関しては、オール箱根という考え方も理解できますが、地域ごとの個性を生かした観光戦略も重要ではないかと思っています。

委員長

それでは最後に、学識経験者の委員のお二人にも観光まちづくり財源を検討するうえでのご意見等があればお願いした

いと思います。

E 委員

他団体の事例を見ると、それぞれの財源を活用することでいろいろな可能性があるのですが、箱根町にとって最適な要素を組み合わせることができればいいと感じました。ただし、徴税コストがどれぐらいかかるのかといった、いわゆる行政資料には出てこない徴収義務者や観光事業者、観光客の方の不満といった生の情報も把握することで、より良い制度設計ができるといいと感じました。

D 委員

資料3の事例で、使い道として充てている超過課税分や法定外税分といった財源は、ある程度使い道が限定されていることが他団体の特徴であり、箱根町が求める状況とは少し違うところがあると感じました。箱根町では、町の財政規模に対して入湯税収の規模も大きいため、超過課税を導入すると使い道がオーバーフローしてしまうといった議論が以前からあったと思いますが、今後、観光まちづくりのための財源をどう使うかを考えていく際には、税収規模が他団体とは異なるという点には、注意しておく必要があると思いました。

また、これまでの議論にもあったように、どのような財源の確保手法があり得るかを考えたときに、どの税目を活用するかということに関しては、やはり観光まちづくりという観点から町がどのような事業に対して支出していきたいかを改めて整理する必要があると思います。箱根町では、観光と暮らしが相互に好影響をもたらすようなまちづくりを進める必要があります、そのための財源のあり方を考えることがこの会議の趣旨だと認識していますが、観光立町である以上は、観光産業を盛り上げて、それを地域の経済や町民の暮らしに還元していくためにも、さらなる観光振興に充当できる財源を確保すべきという考え方もあれば、暮らし分野の委員から意見があったように、町民の暮らしを重視するところもしっかり使える財源を確保すべきという考え方も観光まちづくりの考え方には含まれると思います。

そのため、改めて何に使っていくのかといった整理は必要であり、そこが整理できると、財源として何を選択するかについては、現在実施している固定資産税の超過課税をはじめ、宿泊税に関しても、他団体は法定外目的税として導入していますが、法定外普通税として導入する可能性もあると思って

委員長

います。また、観光施策の充実に軸足を置くのであれば、観光振興に関する予算額を増やすことで入湯税の超過課税が充当できる余地が増えることにもなるかもしれないといったいろいろな可能性があると思うので、結局どの範囲を中心に支出するかに関しては、しっかり議論しておく必要があると感じました。

委員長

(4) その他

最後に議題(4) その他ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から参考資料2をもとに、次回の議題の説明と日程に関する事務連絡を行った。

委員長

今後のスケジュールや進め方に関してご意見等があればお願いします。特になければ本日の議事はこれで終了したいと思いますので、事務局に進行をお返しします。

企画課長

4 閉 会

本日は、長時間にわたりありがとうございました。次回第3回会議も引き続きよろしくお願いします。これで令和6年度第2回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会いたします。